

## 惠庭市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することに関する必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- ア 市の発行する印刷物
- イ 市の管理するホームページ
- ウ 市の普通財産
- エ その他広告媒体として活用できる資産として市長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 所管部 恵庭市事務分掌条例（昭和46年条例第24号）第1条に規定する部（水道部にあっては、恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）による公営企業を含む。）、会計課、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局並びに消防本部及び消防署をいう。

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 市の財産等の美観又は風貌を害するおそれのあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) その他広告掲載として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載とする基準は、別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 所管部は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別途定めるものとする。

(広告審査委員会)

第5条 掲載する広告の可否を審査するため、恵庭市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次の事項について審査及び審議を行う。

- (1) 広告掲載及び広告主の決定に関すること。
- (2) 広告掲載の位置の決定に関すること。
- (3) 広告のデザイン、内容等の審査に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項に関すること。

(審査会の組織)

第6条 審査会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は総務部長、副委員長は総務部次長をもって充てる。  
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。  
5 委員は、次に定める者をもって充てる。

- (1) 総務部財務室財政課長
- (2) 企画振興部広報課長
- (3) 生活環境部市民活動推進課長
- (4) 保健福祉部国保医療課長
- (5) 経済部商工労働課長

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。  
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月9日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市広告掲載要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市広告掲載要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市広告掲載要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月14日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市広告掲載要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市広告掲載要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月13日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市広告掲載要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月12日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市広告掲載要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。